

平成 27 年 7 月 3 日 風力部会資料

環 対 第 1 3 0 号

平成 2 7 年 6 月 2 4 日

経済産業大臣 宮沢 洋一 殿
(電力安全課 扱い)

宮城県知事 村 井 嘉 浩

(仮称)石巻風力発電事業に関する環境影響評価準備書に対する意見に
ついて(報告)。

平成 2 7 年 1 月 3 0 日付けで株式会社ユーラスエナジーホールディングス代表取締役社長から送付のありました標記の環境影響評価準備書について、環境影響評価法(平成 9 年法律第 8 1 号)第 2 0 条第 1 項及び電気事業法(昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号)第 4 6 条の 1 3 第 1 項の規定により、別紙のとおり意見を述べます。

(仮称)石巻風力発電事業に関する環境影響評価準備書に対する意見

1 全般的事項

- (1) 当該事業は再生可能エネルギーとして環境に配慮した事業であるが、一方で騒音やバードストライク等悪影響を及ぼす可能性もあることや、県内でも例の少ない大規模商業用風力発電事業であることから、撤去を含む事業の全実施過程を通しての環境への影響及び街づくり等を見据えた先進的な環境配慮を実践するよう努めること。
- (2) 事業区域は硯上山万石浦県立自然公園にかかっており、周辺には集落も存在することから、当該事業が近隣住民の生活環境、自然環境、牧場等に悪影響を及ぼさないよう、環境の保全に最大限配慮すること。
- (3) 事業の実施に当たっては、環境影響評価項目として選定しなかった環境要素に対する影響についても低減に努め、その配慮した内容に関して具体的に評価書に記載するよう努めること。
- (4) 施設の稼動に際しては、影響が小さいと評価していても、他県の事例や最新の知見を見ると、騒音や風車の影の苦情が発生する事例があるため、苦情があった場合の環境保全措置を事前に検討し、内容を評価書へ記載すること。
- (5) 風車の配置、基数及び高さについては、騒音、動物、景観等へ与える影響が大きいことから、最新の知見を踏まえて定量的かつ科学的に予測することとし、現在の配置等となった検討の経緯を評価書へ記載すること。また、影響が大きい項目については、配置計画の見直しも含め、適切な環境保全措置を検討すること。
- (6) 当該事業は複数の環境要素に係る保全措置が必ずしも両立し得ない関係であるが、例えば景観的に影響の少ないエリアにおいて、猛禽類等の保全措置としてブレードへの塗色を実施する等、影響の低減が両立する事例もあることから、保全措置の選定に当たっては総合的に勘案し、適切な環境保全措置を講ずること。
- (7) 予測評価結果やモニタリングデータは、今後、風力発電事業等に係る環境アセスメントを実施する上で重要かつ貴重な資料となることから、積極的な発信に努めること。また、事後調査については、評価書等に記載されたとおり環境要素ごとに確実に実施し、保全措置に役立てること。

2 個別的事項

(1) 騒音

イ 風力発電機の機種選定に当たっては、生活環境に影響があった事例が確認されていない機種を採用すること。

ロ 風車の稼働に係る騒音については、特に静穏な地域において、環境基準を下回る騒音レベルでも、問題等が生じている事例があることから、評価に当たっては、環境基準との整合のみにとらわれず、地域特性や最新の知見を十分に踏まえて適切な保全目標を設定し、評価書に記載すること。また、地形によっては集音の可能性のあることから、地形の特性を把握した上で、これについて適切に予測、評価すること。

(2) 水質

近年は地球温暖化等に伴う気候変動により、突発的に降水量が増え、降水強度が強くなる傾向がある。近隣の気象観測点等の降雨量データを解析し、浮遊物質量の基準を超過する可能性について適切に予測し、評価すること。

(3) 風車の影

風力発電機は可動部を持つ構造であり、これによる影は生活環境や労働環境に対して、知覚的に大きな影響を与えることから、住民から違和感や体調不良等の苦情があった場合の環境保全措置を検討し、評価書へ記載すること。

(4) 動物

イ 動物全般として、工事の影響は繁殖地や生息地に対して点としてではなく、面として影響してくるため、この特性を踏まえて影響を予測し、適切に評価すること。

ロ 希少猛禽類については、旧営巣地回帰に際しての衝突回避及び餌狩り場維持のため、当該事業区域付近の営巣時飛翔データを活用し、風車毎に衝突確率を計算するとともに、一部の風車の設置位置の変更、又は設置場所から離れた餌狩場の確保若しくは創出を図り、いずれかの対策を評価書へ記載すること。また、同種の大飛び調査は9月に2日ずつ調査間隔を空けて、事後調査として確実に実施すること。

ハ 猛禽類の衝突確率は風車ごとに最新の知見を用いて評価し、さらに衝突回避及び低減のため、樹木伐採地における草本類の繁茂抑制や風車から離れた人工巣、止まり木の設置などの環境保全措置を実施すること。

ニ 希少コウモリ類については、震災後の最新のデータ等の収集を行い、適切に予測及び評価を見直すこと。

ホ 地上を歩く爬虫類、両生類を含む動物全般については、工事車両通行による轢死の予測を行うとともに、実効性の高い環境保全措置を適切に講ずること。

ヘ 沈砂池及び排水方向の図面に関して、水質の予測、評価に合わせて沈砂池の位置、大きさ、排水箇所を適正に反映させることとし、評価書へ記載すること。その上で水生生物の生息環境に与える影響について、どのような水質環境で各々の生物が生息可能であるかを、客観的な指標等を示して適切に予測及び評価すること。

(5) 植物

希少植物の予測全般に関して、ある程度の面的な保全が必要であることから、保全帯の範囲や生育環境への保全措置を適切に検討した上で、適正に評価すること。

(6) 景観

イ 主要な眺望点や身近な景観地点からの各風車の見えの大きさや風車によるスカイラインの分断の影響を定量的に予測するとともに、構造の違いによる見えのインパクトも適切に予測及び評価すること。

ロ 景観的な評価に当たっては、風車ごとに予測することとし、その結果を基に、特に影響の大きい風車の高さ、配置等について再度検討するとともに、全体の風車の基数、規模、高さ及び配置の見直しを含めて、影響の回避・低減に努めること。